

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（2026年11月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率および附則5（口座振替割引についての特別措置）に定める口座振替割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

（1）Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
定額電灯				
需要家料金				
1 契約につき	55.00		5.00	
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	104.25	(6.52)	9.48	(0.60)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	163.43	(13.03)	14.86	(1.19)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	283.93	(26.05)	25.81	(2.37)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	403.34	(39.09)	36.67	(3.56)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	643.27	(65.13)	58.48	(5.92)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	643.27	(65.13)	58.48	(5.92)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	277.40	(19.45)	25.22	(1.77)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	432.68	(38.91)	39.33	(3.53)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	216.90	(19.45)	19.72	(1.77)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
従量電灯 A				
最低料金				
1 契約につき最初の12キロワット時まで	397.58	(62.24)	36.14	(5.65)
電力量料金				
上記をこえる 1 キロワット時につき	18.33	(▲0.04)	1.67	
従量電灯 B				
基本料金				
契約電流10アンペア	441.69	(125.45)	40.15	(11.40)
契約電流15アンペア	662.54	(188.18)	60.23	(17.11)
契約電流20アンペア	883.38	(250.90)	80.31	(22.81)
契約電流30アンペア	1,325.07	(376.35)	120.46	(34.21)
契約電流40アンペア	1,766.76	(501.80)	160.61	(45.61)
契約電流50アンペア	2,208.45	(627.25)	200.77	(57.02)
契約電流60アンペア	2,650.14	(752.70)	240.92	(68.43)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.33	(▲0.04)	1.67	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.93	(▲0.04)	2.18	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.93	(▲0.04)	2.45	
最低月額料金				
1 契約につき	397.58	(62.24)	36.14	(5.65)
従量電灯 C				
基本料金				
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	441.69	(125.45)	40.15	(11.40)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.33	(▲0.04)	1.67	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.93	(▲0.04)	2.18	
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.93	(▲0.04)	2.45	

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7.98	(0.58)	0.73	(0.06)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15.93	(1.15)	1.45	(0.11)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15.93	(1.15)	1.45	(0.11)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	159.34	(11.47)	14.49	(1.05)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	159.34	(11.47)	14.49	(1.05)
臨時電灯 B				
基本料金				
契約電流10アンペアにつき	488.81	(137.65)	44.44	(12.52)
電力量料金				
1 キロワット時につき	28.63	(▲0.05)	2.60	(▲0.01)
臨時電灯 C				
基本料金				
契約容量1 キロボルトアンペアにつき	488.81	(137.65)	44.44	(12.52)
電力量料金				
1 キロワット時につき	28.63	(▲0.05)	2.60	(▲0.01)
公衆街路灯 A				
需要家料金				
1 契約につき	49.50		4.50	
電灯料金				
10ワットまでの1 灯につき	96.55	(6.52)	8.78	(0.60)
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	151.33	(13.03)	13.76	(1.19)
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	260.83	(26.05)	23.71	(2.37)
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	371.44	(39.09)	33.77	(3.56)
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	590.47	(65.13)	53.68	(5.92)
100ワットをこえる1 灯につき100ワットまでごとに	590.47	(65.13)	53.68	(5.92)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1 機器につき	253.20	(19.45)	23.02	(1.77)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	397.48	(38.91)	36.13	(3.53)
100ボルトアンペアをこえる1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	199.30	(19.45)	18.12	(1.77)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
公衆街路灯 B				
基本料金				
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	414. 19	(125. 45)	37. 65	(11. 40)
電力量料金				
1 キロワット時につき	17. 62	(▲0. 04)	1. 60	(▲0. 01)
最低月額料金				
1 契約につき	449. 02	(124. 97)	40. 82	(11. 36)
低圧電力				
基本料金				
契約電力 1 キロワットにつき	1, 164. 92	(141. 69)	105. 90	(12. 88)
電力量料金				
1 キロワット時につき				
夏季料金	17. 38	(▲0. 02)	1. 58	
その他季料金	15. 69	(▲0. 02)	1. 43	
臨時電力				
定額制供給の場合				
契約電力 1 キロワット 1 日につき	223. 21	(17. 40)	20. 29	(1. 58)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1 キロワット時につき				
夏季料金	20. 85	(▲0. 03)	1. 90	
その他季料金	18. 82	(▲0. 03)	1. 71	
農事用電力 A (かんがい排水需要)				
基本料金				
契約電力 1 キロワットにつき	824. 73	(142. 44)	74. 98	(12. 95)
電力量料金				
1 キロワット時につき				
夏季料金	12. 76	(▲0. 02)	1. 16	
その他季料金	11. 68	(▲0. 02)	1. 06	
農事用電力 B (脱穀調整需要)				
定額制供給の場合				
毎年最初の30日まで				
契約電力0.5キロワット	3, 875. 33	(66. 00)	352. 30	(6. 00)
契約電力 1 キロワット	5, 561. 99	(132. 00)	505. 64	(12. 00)
契約電力 2 キロワット	8, 934. 68	(264. 00)	812. 24	(24. 00)
契約電力 3 キロワット	12, 307. 67	(396. 00)	1, 118. 88	(36. 00)
契約電力 4 キロワット	15, 680. 66	(528. 00)	1, 425. 51	(48. 00)
契約電力 5 キロワット	19, 053. 35	(660. 00)	1, 732. 12	(60. 00)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
30日をこえる1日につき				
契約電力0.5キロワット	33.11	(2.20)	3.01	(0.20)
契約電力1キロワット	66.23	(4.40)	6.02	(0.40)
契約電力2キロワット	132.46	(8.80)	12.04	(0.80)
契約電力3キロワット	198.69	(13.20)	18.06	(1.20)
契約電力4キロワット	264.92	(17.60)	24.08	(1.60)
契約電力5キロワット	331.15	(22.00)	30.10	(2.00)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	19.07	(▲0.02)	1.73	(▲0.01)
その他季料金	17.23	(▲0.02)	1.57	

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
最低料金				
1契約につき最初の12キロワット時まで	449.02	(124.97)	40.82	(11.36)
電力量料金				
上記をこえる1キロワット時につき	17.62	(▲0.04)	1.60	(▲0.01)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(3) 附則5（口座振替割引についての特別措置）に定める口座振替割引額

単 位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円	円
1契約につき	55.00	5.00